

佐賀県職員措置請求監査報告書

第1 請求のあった日

平成22年11月5日

第2 請求人

(佐賀県民9名)

第3 措置請求の内容

佐賀県知事に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

2009年度に交付された県議会政務調査費における県議会議員原田寿雄、同桃崎峰人、同古賀善行、同石倉秀郷、同伊東猛彦、同石井秀夫、同木原奉文、同稲富正敏、同原口義己、同福島光洋、同吉田欣也、同篠塚周城、同稲富康平、同向門慶人、同宮崎泰茂、同末安善徳、同内川修治、同伊藤豊の計18名の視察費として支出した交通費、宿泊費、自家用車使用料、日当等の総額2,877,363円(資料1‘09年度県議視察費表、各議員領収書と自家用車使用料及び日当支払調書「政務調査活動」)について、18議員は「視察地、目的、視察の行程、視察の成果」などがわかる視察報告書を非公開とした。このため、議員の政務調査活動として、佐賀県政の課題に即した視察の実効性、正当性及び成果について、私たち県民には全く不明である。財政難を抱える佐賀県においては、県議会政務調査費の使途も厳しく査定されなければならないというまでもない。議員として、公金に対するコスト意識を明確にし、税金から交付された政務調査費使途の透明性を県民に明らかにすべきだが、実効性、正当性が証明されない視察費支出は違法、不当である。佐賀県知事は、交付した‘09年度県議会政務調査費における議員の視察費用のうち、県政の課題や問題の調査研究から逸脱した違法、不当な使途については返還を請求する義務があり、それを放置することは県の財産の管理を怠る事実該当する。よって、佐賀県知事は、地方自治法第242条の第1項に基づき、県議会議員18名に対し、佐賀県がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずることを請求する。

2 請求の理由

(1) 視察内容を非公開とする議会

昨年から、県議会政務調査費使途報告書は1円からの領収書を添付して公開されるようになった。領収書の公開は、議員たちの公金感覚やコスト意識の低さをあらわにした。上限5000円として飲食された食糧費をはじめ、懇談会・懇親会などによる飲酒のため、ホテル宿泊費、タクシー代、代行運転代が頻繁に使われ、資料と称して流行小説、趣味の本の購入、そして県政報告会会場を飾るための高額な花や植木代といったものまで、議員の私費で支出すべきものが政務調査費として使途されていた。これらの使途に関しては、昨年同様本年も詳細に新聞各紙で報道された。(資料2 ①～⑥)

県議会政務調査費使途報告書の視察費では、視察交通費の航空・JR料金、タクシー料金、駐車料金、宿泊費、土産代などの領収書は公開されるが、県政の調査研究のための視察実施を裏付ける視察行程、目的、視察の成果にかかる報告書が添付されていない。視察にかかる費用としては他に、自家用車使用料及び日当までが政務調査費から支出されている。県民の税金から交付されている政務調査費を使った日常的な県議会議員の視察の意義や成果など、県民は知る権利があり、議員は県民の要請に対して説明する責務がある。

(特) 市民オンブズマン連絡会議・佐賀は、昨年度公開された‘08年度政務調査費使途報告書の検証後に改善要望を提出した中で、視察報告書を添付することを求めていた。しかし、今年度公開の‘09年度政務調査費使途報告書でも視察報告書の添付はなく、(特) 市民オンブズマン連絡会議・佐賀は、あらためて8月18日付「‘09年度議会政務調査費使途及び使途基準にかかる改善要求書」を提出した。(資料3一①) 8月27日には「‘09年度県議会議員の視察にかかる視察報告文書開示請求(会派視察2件、議員視察22名49件)」を行った。この2件の要請に対して9月30日付県議会議長名による回答文書が郵送されてきた。「‘09年度県議会議員の視察にかかる視察報告文書開示請求」に対しては、「会派の視察報告2件のみ公表する。議員個人の視察報告は議員の政治活動に支障をきたす恐れが強いことから今後とも公開しない」という回答であった。(資料3一②県議会回答視察報告に関する部分抜粋)

(2) 政務調査費は議会活動のためのもの

この10年来、議員の第2報酬と指摘されてきた政務調査費に関して、佐賀を含め全国の市民オンブズマンが使途の透明性を求めて領収書公開などを継続的に働きかけてきた。その結果ようやく、各地議会で使途報告書に1円以上の領収書添付が義務付けられてきた。佐賀県議会でも昨年からの領収書の公開が始まり、議会の説明責任を果たす一歩となった。しかし、全国的に、領収書によって判明した使途は市民感覚とはおよそかけ離れた内容であった。長期の深刻な不況にあえぐ社会情勢に関係ないかのような身勝手かつ放埒な使途は、政務調査研究費としての不適正や不当性が多数指摘

される状況であった。

今回、(特) 市民オンブズマン連絡会議・佐賀が要求した議員視察報告書について、県議会は、会派が実施する視察報告は公表に応じ、議員個々の場合は「政治活動に支障をきたす恐れがあるので非公開」と回答した。会派で団体視察した場合の報告書は公開に応じるが、同じ政務調査費を使った議員個々の日常的な視察の全てが、「政治活動に支障をきたす恐れがある」という理由をもって、一律に非公開とすることに合理性は全く見られない。政務調査費とは、政治活動全般に支給されているものではない。あくまで県の政務調査研修を行うための議会活動に対する交付金である。議員も、政務調査活動と政治活動は別であるとの認識に立っており、(資料4) 政治活動のくくりで視察したのであれば議員各自が私費で負担すべきである。県民に視察報告が公表できないような「政治活動」に対する政務調査費の支出は違法、不当である。

(3) 使途疑惑による各地の住民監査請求

全国的に議会政務調査費使途報告に1円からの領収書が公開されるようになり、以前から疑惑が指摘されてきた不適切使途が多数表面化した。議員提案により議員が議論した上で制定した政務調査費条例の運用において、一般社会とは乖離した議会議員のコスト意識が露呈した。議会議員らが自分たちの都合のよいように恣意的に解釈し、議員特権を振りかざした放埒な使途、違法、不当な使途に対して、各地市民は住民監査請求により議会を糺してきた。全国各地で起こされた政務調査費使途に関する住民監査請求で、'03年から'10年に監査により返還勧告命令が出た事例は67件に及び、返還命令総額は8億9652万3328円に上る。(資料5)

私たち県民は、議員視察が必要でないとは考えていない。議員ゆえに視察すべき実効性の高い研修であれば、県民の誰でもが納得できる。県政の重要な課題に即して実施されるべきであるのはいうまでもない。政務調査費使途報告における各議員の月毎の「自家用車使用料及び日当支払調書(政務調査活動)」によると、視察日の日当も政務調査費から支出している。交通費や宿泊費、タクシー代、駐車料、自家用車使用のガソリン代に加え日当まで、政務調査費条例のお手盛り運用の下の視察である。しかし、視察の報告について「政治活動に支障をきたす恐れがある」として、県民の公開要請を全て拒否する議員の対応は不当そのものである。本件の視察事案は、議員の日当支払調書から察して、佐賀県の課題、問題点、施策の重要な提言などに果たして有効であるのか、県民にははなはだ疑問である。東京まで出向き議員の選挙区出身者らとの懇談や、県政の緊急の問題に対処したわけでもない年度末の予算消化のごとき団体視察など、政務調査費の定額分を使い切るための視察が明らかである。納税者の視点では政務調査費を使ってまで実施する必要性は全くうかがえない。県議会議員として公金に対する意識、困窮する県財政を考慮する姿勢があまりにも低いといわざるを得ない。

議会議員は、実施した視察について、県政、県民のためにどのような調査研修を行

ったか、その成果をもとに、目的をどのように達成するか提示、実証しなければならない。だが、県民に視察の報告をはじめ、視察に基づく議会活動、県民全体の利益となる視察の成果が立証できなければ政務調査研修の視察は形骸化も同然であり、税金の搾取である。政務調査費としての用途は認められるべきではない。私たち請求人は、県が議会に定額交付している政務調査費の用途にメスを入れムダを是正させ、適正な用途に導くよう監査を求める。また、あらかじめ交付する方法を見直し、検討することも求める。因みに、佐賀市議会は各議員が政務調査報告に視察報告書を添付公開している。議会として当たり前の責務を果たしている。佐賀市議会の例を見るまでもなく、県議会議員が県民に対し報告すべきこともせず、政治活動に支障をきたすとして非公開、秘密にしなければならないような議員視察を政務調査費で実施したのは違法、不当である。以上のように、地方自治法第242条の第1項の規定に基づき、請求の趣旨のとおり、佐賀県知事は県がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずることを請求する。

第4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に基づく違法性・不当性を具体的に摘示しているとは認めがたいが、本県議会が議員個人の視察報告については非開示としているため、請求人が違法性・不当性を具体的に示していないこともやむを得ないものと認め、平成22年11月5日付けで受理した。

なお、当初提出された事実証明として添付された資料間の不整合があったので、11月12日に請求人に補正通知を行い、11月19日に請求人が補正を行った。

第5 監査委員の除斥

本件請求の監査において、篠塚周城監査委員は、法第199条の2（※別添参考資料1に記載）の規定により除斥した。

第6 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び陳述内容から、請求人が佐賀県議会政務調査費の視察費のうち県政の課題や問題の調査研究から逸脱した違法、不当な用途として指摘をしている県議会議員18名の交通費、宿泊費、自家用車使用料、日当等について、知事が返還請求を放置することが財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査対象とした。

2 監査対象機関

佐賀県議会事務局（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関とした。

なお、視察費に係る旅行手配を行った旅行会社 8 社及び本措置請求書に記載の全議員 18 名に対し法第 199 条第 8 項の規定に基づき、文書による調査を行うとともに、必要に応じ面談による関係人調査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定により、平成 22 年 11 月 25 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

4 監査の実施

監査は、前記機関を対象として、平成 22 年 11 月 18 日、19 日、24 日、12 月 9 日、14 日、17 日、24 日、平成 23 年 1 月 4 日に監査委員及び監査委員事務局職員による対面での監査及び調査をそれぞれ実施した。このほか、議会事務局から提出された関係書類についても調査を行った。

第 7 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置の必要を認めない。

以下、監査対象機関の説明及び調査結果を踏まえ、その理由について述べる。

1 政務調査費制度の変遷

(1) 政務調査費制度施行以前

① 政務調査研究補助金

昭和 46 年 1 月 16 日に本県において、県議会各会派に対する政務調査研究補助金の交付決定が初めてなされた。

- ・ 制度創設の背景として、当時、議員に認められている給付は地方自治法第 203 条第 1 項により報酬、期末手当、費用弁償に限られていたが、都道府県を初めとする地方公共団体は、各種の諸手当の代替措置として、議会内の各会派の活動費用のための調査研究費として、地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、調査などの活動の費用の一部を補助する目的で、会派に対し、政務調査研究補助金を支出するようになった。

＊ 地方自治法第232条の2（寄付又は補助）

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。

② 政務調査費制度施行までの経緯

地方議員の活動基盤の充実強化については、全国都道府県議会議長会を初めとする地方団体から国に対し強い要望がなされていた。これらの活動もあり、政務調査費の制度化等を内容とする「地方自治法の一部を改正する法律」が平成12年5月に成立し、平成13年4月1日に施行された。

＊ 地方自治法第100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(2) 政務調査費制度の施行

本県では、地方自治法の改正を受け、「佐賀県政務調査費の交付に関する条例」が、平成13年2月定例県議会において議員提出議案として提案可決され、平成13年4月1日から施行された。また、平成13年3月30日には「佐賀県政務調査費の交付に関する規程」が告示され平成13年4月1日から施行された。

なお、政務調査費の額は、月額30万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とされた。

(3) 政務調査費制度の平成20年4月の見直し

県議会議長、副議長、議員5名を委員とする政務調査費等改革検討委員会等で平成19年8月10日以降検討が続けられ、平成20年4月交付分より領収書（1円以上）の添付を義務付けることとされた。また、領収書添付義務付けにあわせ、平成20年3月に「政務調査費の手引」が作成された。なお、政務調査費の額は、平成20年度から平成22年度の間、県の行財政改革緊急プログラムもあり、月額25万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額に減額された。

（※政務調査費制度の平成20年4月の見直し後の状況は、別添参考資料2に記載）

2 現行の政務調査費制度の概要

(1) 「佐賀県政務調査費の交付に関する条例」の監査関連の主要項目

① 「第1条 趣旨」

佐賀県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定める。

② 「第2条 政務調査費の交付対象等」

政務調査費は、議会の会派に対し交付する。

③ 「第3条 交付額等」

政務調査費の額は、月額30万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。(附則：平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間は、30万円とあるのは25万円とする。)

④ 「第8条 政務調査費の使途」

会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

⑤ 「第9条 収支報告書」

会派の代表者は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

収支報告書には、領収書その他の証拠書類の写し(以下「領収書等の写し」という。)を添付しなければならない。

議長は、提出された収支報告書の写しを知事に送付するものとする。

(2) 「佐賀県政務調査費の交付に関する規程」の監査関連の主要項目

① 「第5条 政務調査費の使途基準」

条例第8条の別に定める使途基準は、別表のとおりとする。

② 「第6条 証拠書類等の整理保存」

会派の政務調査費経理責任者は、政務調査費の支出について会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

③ 「別表(第5条関係)」

(※()内は例示)

項目	内容
調査研究費	会派(所属議員を含む。以下同じ。)が行う佐賀県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費(調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	会派が行う研修会又は講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費(会場費・機材借上費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)

※会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所費、事務費、人件費は省略

3 条例・規程に基づき作成した「政務調査費の手引」（監査関連分抜粋）

I 政務調査費の制度

1 制度の目的

平成12年4月地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割は、ますます重要なものとなっています。このような中であって、議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から地方自治法によって、政務調査費交付の制度が設けられました。この政務調査費は、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として議会における会派又は議員に対して交付されるものです。

II 政務調査費の使途基準

1 基本指針

政務調査費は、地方自治法第100条第14項、第15項及び佐賀県政務調査費の交付に関する条例の規定に基づき、佐賀県議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、会派に対し、交付されるものである。

したがって、交付された政務調査費は、調査研究活動に要する経費に限り適切に充当されるべきものである。

なお、会派として実施する調査研究活動を会派に所属する議員が分担して行う場合には、個々の議員が実施する調査研究活動へも政務調査費を充当することができるものとする。

2 使途基準（略）

3 政務調査費の充当が不適当な経費（参考事例）（略）

III 使途基準の運用指針

1 実費弁償の原則

調査研究活動は会派（議員）の自発的な意思に基づき行われるものであることから政務調査費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、調査研究に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とする。

2 按分充当の原則

会派（議員）活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが通例である。このことから、活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが不適当な場合にあつては、各活動の実績に応じた按分により充当することとし、按分の基準は以下のとおりとする。

(1) 按分を要する項目

佐賀県政務調査費の交付に関する規程第5条別表に掲げる項目のうち、事務所費、事務費及び人件費に充当する場合で、調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分し難い場合にあつては、時間割合その他合理的な方法により按分して充当するものとする。なお、必要な場合には、その他の項目についても実態に応じ、按分して充当するものとする。

(2) 按分割合の上限 (略)

(3) 証拠書類への記載

按分により政務調査費を充当する場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務調査費の支出額を付記するものとする。

3 項目別充当指針

(1) 調査研究費

会派又は所属議員が行う政務調査研究活動並びに調査委託に要する経費

① 交通費・宿泊費等 (各使途項目共通)

本会議及び委員会活動に係る交通費・宿泊費等は、公費で費用弁償され、会派(議員)の調査研究活動に係る交通費・宿泊費等は、政務調査費を充当することとなることから、政務調査費の充当にあたっては、公費出張との均衡を図るため、県の旅費規定を準用するものとする。

取扱にあたっては、調査研究活動に係るものであることを明らかにするため、会議等の開催通知や案内状、日程表並びに視察報告書等を整理して保管しておく必要がある。

(ア) 一般交通費 (バス、鉄道、航空機、船舶)

旅行代理店等で一括して購入した場合など領収書を徴することができる場合は、領収書の写しを添付する。領収書を徴することができない場合には、支払証明書を添付する。

(イ) 自家用車使用の場合の交通費

自家用車の走行距離により、1km当たり37円で算定し、自家用車使用料及び日当支払調書に記載して充当する。

(ウ) 高速、有料道路料金

領収書、ETC利用明細書の写し又は支払証明書を添付する。

(エ) 駐車場料金

調査研究等のため、必要な場合は充当できる。領収書の写し又は支払証明書を添付する。

(オ) タクシー代金等

タクシー代金への政務調査費の充当は、調査研究活動にあたって、他に

利用できる公共交通機関がないか運行本数が少ない場合、緊急の場合等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合に充当できるものとする。

特に、飲食を伴う会合に出席した際のタクシー代金（特別な事情により運転代行を利用した場合の代金を含む。）については、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、会合自体が実質的な意見交換を中心としたものであり、飲食が調査研究活動としての会合と一体性を持っている場合に限り充当できるものとする。

(カ) レンタカー料金

県内外の調査研究活動に必要最小限度の範囲で、レンタカーを使用できる。領収書の写しを添付する。

(キ) 宿泊費（各使途項目共通）

宿泊料金は、13,300円（14,800円）を上限とする。ただし、会議等の主催者から示された日程等により他の宿泊施設を利用することができない場合等は、上限額に拘わらず充当することができるものとする。

明細のわかる領収書の写しを添付する。

※ 宿泊料14,800円は、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市に宿泊した場合であり、他の地域は13,300円となる。

(ク) 日当

日当については、県内1,500円、県外3,000円とする。この場合、自家用車使用料及び日当支払調書に記載して充当する。

③ 食糧費（各使途項目共通）

食糧費の支出については、県民の誤解を招きやすい部分であり、政務調査費を充当する場合にあっては、その会合の目的が真に政務調査研究活動に資するものであって、その参加者、実施形態、金額等が公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とする。

(ア) 他団体が主催する研修会等

他団体が主催する研修会等に付随する（連続する）懇談会に、所属議員及び会派（議員）が雇用する職員が参加する場合、上記の前提にたつたうえで、政務調査研究活動や実質的な意見交換等を主な目的とする会合と一体性・連続性のある懇談会については、政務調査費を充当することができる。その上限額は、5,000円を限度とする。領収書の写し又は支払証明書を添付する。

(イ) 会派又は所属議員が主催する研修会等

会派又は所属議員が主催する研修会等で、講師や説明者との懇談会における食糧費に政務調査費を充当する場合にあっては、政務調査研究活動としての会議等の一体性がある場合に限って充当できるものとする。その上

限額は、1人当たり5,000円を限度とする。領収書の写し又は支払証明書添付する。

(2) 研修費

会派又は所属議員が行う研修会又は講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会等への参加に要する経費

① 会費

会費への政務調査費の充当に際しては、会費の支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものである必要があり、会派（議員）が所属しない他団体の主催する意見交換等の参加費については、あくまでも実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。なお、議員の経営者としての資格等、個人的資格要件で加入している団体の会費（参加している会合の参加費）については、政務調査費を充当しないものとする。

IV 会計処理

1 会計帳簿等の整理保管（略）

2 証拠書類の整備

(1) 領収書等（原本は会派で保管、写しを議長へ提出）

支出を証明する書類として、領収書、受領書、振込受領書その他これらに類する書類を徴するものとする。

（参照：様式第3号「領収書貼付台紙」）

（参照：様式第4号「政務調査業務勤務実績表・領収書」）

（参照：様式第5号「自家用車使用料及び日当支払調書【政務調査活動】」）

(2) 支払証明書（原本は会派で保管、写しを議長へ提出）

領収書等が取得できない場合にあっては、「政務調査費支払証明書」を整備するものとする。（参照：様式第6号「政務調査費支払証明書」）

3 会計帳簿類（会派で保管）

会計帳簿類は、下記のとおりである。

・会計帳簿（参照：様式第1号「会計帳簿」）

・調査研究活動記録票（参照：様式第2号「調査研究活動記録票」）

*監査 (注)

政務調査費の手引では、会計帳簿や証拠書類として様式第1号から第7号までが定められている。

このうち、様式第1号の会計帳簿、様式第2号の調査研究活動記録票は、会計帳簿類として会派で保管されている。

また、様式第3号の領収書貼付台帳、様式第4号の政務調査業務勤務実績表・領収書、様式第5号の自家用車使用料及び日当支払調書【政務調査活動】、様式第6号の政務調査費支払証明書は、証拠書類として原本を会派

で保管し、写しが条例で定める収支報告書とともに議長に提出されている。
様式第7号の雇用契約書は会派で保管される。
なお、議長から知事へは、収支報告書の写しが提出されている。

4 証拠書類等の保存

(略)

(原本の保管)

- ・領収書等、支払証明書、政務調査勤務実績表・領収書、自家用車使用料及び日当支払調書、会計帳簿、調査研究活動記録票
- ・その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など。

《標準様式集》

- 「様式第2号 調査研究活動記録票」の欄外記載内容

◆会議や研修等の開催通知・スケジュールのほか、視察報告書等も整理保管すること。

4 視察報告書の公開等

(1) 視察報告書の公開等についての請求人の主張

住民監査請求の措置請求の理由のなかで、請求人は視察報告書の公開及び視察報告書の公開が政務調査活動のみならず議員活動（政治活動）に支障をきたす件に関し、次のとおり主張している。

(特) 市民オンブズマン連絡会議・佐賀は、昨年度公開された‘08年度政務調査費使途報告書の検証後に改善要望を提出した中で、視察報告書を添付することを求めていた。しかし、今年度公開の‘09年度政務調査費使途報告書でも視察報告書の添付はなく、(特) 市民オンブズマン連絡会議・佐賀は、あらためて8月18日付「‘09年度議会政務調査費使途及び使途基準にかかる改善要求書」を提出した。8月27日には「‘09年度県議会議員の視察にかかる視察報告文書開示請求（会派視察2件、議員視察22名49件）」を行った。この2件の要請に対して9月30日付県議会議長名による回答文書が郵送されてきた。「‘09年度県議会議員の視察にかかる視察報告文書開示請求」に対しては、「会派の視察報告2件のみ公表する。議員個人の視察報告は議員の政治活動に支障をきたす恐れが強いことから今後とも公開しない」という回答であった。(略)

政務調査費とは、政治活動全般に支給されているものではない。あくまで県の政務調査研修を行うための議会活動に対する交付金である。議員も、政務調査活動と政治活動は別であるとの認識に立っており、政治活動のくくりで視察したのであれば議員各自が私費で負担すべきである。(略)

議会議員は、実施した視察について、県政、県民のためにどのような調査研修を行ったか、その成果をもとに、目的をどのように達成するか提示、実証しなければならない。(略)

(2) 視察報告書の公開等についての県議会の主張

① 政務調査活動に係る視察報告書

視察報告書について、県議会から次の説明があった。

視察とは、会派又は複数の議員により実地に県内又は先進県等を調査する活動というものと考えている。それをまとめたのが、「視察報告書」である。

これに対して、議員個人の政務調査活動を記録した調査研究活動記録票（様式第2号）は、各議員が地元での日常の政務調査活動、国の機関（出先機関含む）及び他県での調査研究、国会議員等への陳情要望、情報収集活動を行った結果を記録したものである。このため、議員個人が政務調査活動で県外に行く場合については、この調査研究活動記録票が、今回、監査の対象となっている「各議員の視察報告書」にあたるものである。

* 監査

(注)

現行は、会派による視察は視察報告書として整理されるが、会派による視察以外で複数の議員により先進県等を視察する場合は、各議員個人が視察報告書にあるとされる調査研究活動記録票で整理されている。

② 視察報告書の公開等についての県議会の考え方

視察報告書の非公開の理由及び視察報告書の公開が政務調査活動のみならず議員活動（政治活動）に支障をきたす理由について、県議会から次の説明があった。

議員の活動には、議員派遣による公費出張、調査研究活動、後援会活動、選挙活動、政党活動等があり政務調査費を支出できるのは、調査研究活動のみである。

調査研究活動記録票は調査研究活動の状況が記録されたものであり、これらの書類を公開することとなると、政務調査費を支出できる調査研究活動のみならず議員の多面的な活動の全てに支障をきたす恐れがある。

平成17年11月10日の最高裁でも「調査研究報告書が開示されると、(略) 以後の調査研究に支障が生ずるばかりか、その第三者のプライバシーが侵害されるなどのおそれもある」(※最高裁判例の概要を別添参考資料3(1)に記載)との決定も出ており、政務調査活動のみならず議員活動（政治活動）に支障をきたす恐れが強いことから調査研究活動記録票は公開しないこととした。

(特) 市民オンブズマン連絡会議・佐賀の‘09年度県議会議員の視察にかかる視察報告文書の開示請求の回答においては、議員の調査研究活動記録票を公開することは、議員の政務調査活動に支障をきたす恐れがあること、ひいては、議員活動のすべてにおいて活動に影響があるということを「政治活動に支障をきたす」という言い表し方を使ったのであって、議員の政務調査活動が阻害されることを述べただけである。

また、政務調査活動は、議会としての決定機能と監視機能を果たすためのものであり、個々の議員について活動の具体的内容を公開することは、それらを妨げる恐れがあるため非公開としている。

***監査
(注)**

視察報告書の公開については、会派代表者を通じて議長へ写しが提出され、広く閲覧の対象となる「自動車使用料及び日当支払調書【政務調査活動】」（様式第5号）の備考欄には政務調査活動の主目的は簡略に記載されている。

5 監査の実施とその手法

(1) 事務監査（第一段階）

- ① 監査にあたっては、議会事務局への調査を行い、請求人の請求事実（政務調査内容・調査行程・請求金額）を確認するため、会派で保管することとなっている関係書類を含め、請求対象である18名に関する43件の政務調査費に関する一切の書類の提示を求めた。

なお、提示された領収書等の関係書類（写し）については、原本の確認を行った。

・提出書類一覧

（県費支出関係書類）

ア 政務調査費の交付を受ける会派届

イ 平成21年度政務調査費交付金に係る支出負担行為何及び会派別交付決定通知書

会 派 名	交付決定額
自由民主党佐賀県議会議員団	90,000,000 円
県民ネットワーク	18,000,000 円
日本共産党	3,000,000 円
公明党	3,000,000 円
市民リベラルの会	3,000,000 円
志の会	3,000,000 円
合 計（6会派）	120,000,000 円

ウ 平成21年度政務調査費交付金に係る支出命令書及び会派別請求書（第1四半期）

エ 平成21年度政務調査費交付金に係る支出命令書及び会派別請求書（第2四半期）

オ 平成21年度政務調査費交付金に係る支出命令書及び会派別請求書（第3四半期）

カ 平成21年度政務調査費交付金に係る支出命令書及び会派別請求書（第4四半期）

キ 平成21年度政務調査費交付金に係る会派別収支報告書

ク 平成21年度政務調査費交付金に係る会派別返納命令書及び収入状況表

ケ 平成21年度政務調査費交付金に係る会派別収支報告書修正届

（政務調査費関係書類）

ア 政務調査費の手引（平成20年3月に佐賀県議会が作成したもの）

イ 請求対象議員の対象月の会計帳簿（様式第1号）（会派保管）

- ウ 請求対象議員の対象日の調査研究活動記録票（様式第2号）（会派保管）
- エ 請求対象議員の対象日の調査研究活動経費の領収書（様式第3号）
- オ 請求対象議員の対象月の自家用車使用料及び日当支払調書（様式第5号）
- カ 請求対象議員の対象月の政務調査費支払証明書（様式第6号）

② 上記提示資料に基づき、議会事務局職員に対する事務監査を実施した。

- ア 政務調査費制度の変遷
- イ 政務調査費制度の概要
- ウ 政務調査費の使途基準
- エ 使途基準の運用指針
- オ 項目別充当指針
- カ 会計処理

以上の項目及び先に提示された関係書類の内容について、対面調査を実施した。

③ 事務監査結果の分析・検討

- ア 事務監査をもとに請求事実を確認するため関係人調査の実施
 - ・ 請求対象経費に関係する8旅行会社に対して、領収書に記載されている金額及び調査先までの行程、ホテルの宿泊先の確認調査を実施した。
 - ・ 関係議員に対して、政務調査が実施されたかについて、視察目的・行程・宿泊先の確認を議会事務局を通じて実施した。
- イ 議会事務局に対し、政務調査費内容について再調査及び資料要求
 - ・ 会派に交付することとなっている政務調査費を議員に交付する根拠資料
 - ・ 日当の重複の有無を確認するため、議員の公務（議会の会期、閉会中の委員会視察等）活動記録
 - ・ 「調査研究活動記録票」の欄外に記載する会議・研修会等の開催通知・スケジュールのほか、視察報告書等の書類の提出

④ 事務監査結果を踏まえて監査委員との協議（一回目）

- ア 旅行会社の関係人調査結果
 - 行程・宿泊先が確認できたことから、領収書どおり実施されており、カラ出張はなかったことが確認できた。
 - なお、一部に宿泊料で政務調査費の上限額を超えた支出が確認された。
- イ 関係議員調査結果
 - 視察目的・行程・宿泊先については、ほぼ確認できたが、一部に視察目的・調査相手先の確認が必要なものについて、監査委員から次の点について再調査の指示があった。

- ・視察先でのタクシー等の領収書、視察内容等の再確認
- ・首都圏営業本部、関西・中京営業本部へ議員訪問の有無を確認

なお、一部にタクシー代や高速道路通行料などについて、錯誤による支出誤りが確認された。

ウ 議会事務局調査結果

議会事務局から関係議員の公務活動記録（日当重複確認資料）を提出させたところ、一部に日当が重複するものが確認された。

(2) 事務監査（第二段階）

第一段階の事務監査及び監査委員の指示を踏まえ、一部の政務調査活動の確認が不十分なものについて、再度、関係人調査を実施した。

① 首都圏営業本部、関西・中京営業本部

関係議員の政務調査活動の実施内容を確認するため、関係議員の訪問の有無、訪問内容を調査した。

② 関係議員への再調査

政務調査活動の実施を確認するため、関係議員に対して調査先での調査目的・内容及び相手方等の再調査を実施した。

(3) 委員監査の実施

監査委員による議会に対する委員監査を実施した。

事務監査結果を踏まえ、一部の政務調査活動の実施に確証が取れないものについて、監査委員から議会に対して政務調査活動についての質疑を行い、その結果、関係議員に対する政務調査活動の調査内容、相手方の再確認等を議会に指示した。

調査研究報告書に記載されている協力した第三者の氏名や意見等が開示されると、その後の調査研究に支障が生ずるばかりか、その第三者のプライバシーが侵害されるなどの恐れもあるとの最高裁の決定もあり、具体的な中身についての監査の実施が懸念されるところであったが、今回の請求内容では、どうしても事実確認が必要であるとの監査委員の判断で、再調査を実施したものである。

その結果、前回の委員監査の指示に基づき、議会から関係議員に係る下記の資料が提出された。

- ・政務調査活動による国会議員訪問及び調査確認記録（国会議員事務所対応者の署名入り）
- ・政務調査活動先での調査概要及び調査の相手方氏名（関係議員の署名入り）

提出された上記資料に基づき、議会に対する委員監査を再度実施した。

6 判断の理由

先に述べた政務調査費制度の趣旨に加えて、これまでの裁判例をもとに以下のように解される場所である。

地方議会の議員は県政等の向上と発展を模索するために日常的に調査研究活動が期待されており、調査研究の対象は広範囲に及び、また、調査方法も多様であることから、調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性に関する判断については第一次的には議員の良識に委ねられ、支出主体である会派又は議員に広範な裁量が認められるものである。しかし、政務調査費の財源は、県民の経済的負担に依拠しているものであるから、無制約の支出が認められているものではなく、佐賀県においては、佐賀県政務調査費の交付に関する条例第8条において使途基準の定めを「佐賀県政務調査費の交付に関する規程」に委任し、同規程別表で使途基準が定められており、政務調査費はこの使途基準に適合する支出であることが必要である。したがって、使途基準に照らして明らかに必要性、合理性を欠いている等、会派及び議員の裁量的判断を著しく逸脱していると認められる場合には、当該支出は違法・不当なものということになる。

そして、その適合性の判断は、調査目的と県政等との関連性、調査活動と支出経費との相当性等を総合的に考慮して行うべきものである。

以上に基づき、請求人によって指摘された議員ごとの経費について、事実証明書で摘示されている支出の妥当性を判断した。個別の内容については、以下の「政務調査費住民監査請求の個別監査状況表」のとおりである。

なお、当該個別監査状況表については、平成21年12月17日の最高裁において、「政務調査費の視察調査の住民監査請求に関連し、住民監査で把握した監査内容について非公開情報にあたる」とした判決（※最高裁判例の概要を別添参考資料3(2)に記載）があるため、監査委員が視察実施の確認のために必要と判断する内容についてのみ記載し、調査研究に協力した第三者の氏名、意見等視察調査の具体的な監査内容については監査委員の責任において記載していない。

政務調査費住民監査請求の個別監査状況表

***監査** (注) 個別の監査においては、住民監査請求書の実事証明書に添付されていない関連の視察経費についても監査対象とし、監査を行った。

1 原田寿雄議員（その1）

	住民監査請求書の実事証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年6月8～10日	同左
視察目的と その状況	東京ミッドタウン・ガレリア視察、 県選出国會議員団に対し要望活 動、東京銀座松屋・三越市場調査	東京ミッドタウン・ガレリア内4 店舗を視察し、陶磁器商関係者や 業務用家具メーカー関係者と東京 市場に関し意見交換の実施、及び、 県が行う国への政策提案会議にお いて県選出国會議員に対する要望 活動を行うとともに、銀座等での 県産品の販売状況等市場調査等の 実施であることを確認した。
政務調査費	72,329円	73,329円
内 訳	航空券代	51,500円
	宿泊代	51,500円
	土産代	3,150円
	不明	4,165円
	懇談会費 3名按分	4,165円
	鉄道券代	1,000円
	自家用車 使用料	4,514円
日当	9,000円	9,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

2 原田寿雄議員（その2）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年7月16～17日	同左
視察目的と その状況	大阪食肉市場佐賀牛共励会視察	J A関係者と同行し、大阪南港市場における第51回佐賀牛枝肉共励会の視察の実施であることを確認した。
政務調査費	39,140円	41,340円
内 訳	旅行代金	36,140円
	J R券代	24,140円
	宿泊代	12,000円
	私鉄券代	400円
	新幹線指定 席代	310円
	タクシー代	810円
	日当	680円
		3,000円

※監査結果

視察先（大阪市）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

3 桃崎峰人議員

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年11月18日	同左
視察目的と その状況	広島原爆ドーム・記念館視察と意見交換	「視察は行ったが、別件の活動目的もあり、今回は政務調査活動としては充当しない」として、会派から全額減額の修正届が平成22年11月17日付けで議長に提出されているため、視察地までの行程が実施されているかの確認はしたが、政務調査としての判断はしていない。
政務調査費	22,600円	0円
内 訳	JR券代	19,600円
	日当	3,000円
	修正届	△22,600円

4 古賀善行議員

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成22年1月6～7日	同左
視察目的と その状況	大阪食肉市場視察及び関係者との意見交換	J A佐城肉牛部役員等と同行し、大阪南港市場における佐賀牛のせり状況視察及び市場関係者等との意見交換の実施であることを確認した。
政務調査費	41,270円	44,350円
内 訳	JR券代	26,400円
	宿泊代	8,500円
	タクシー代	780円
	自家用車 使用料	2,300円
	日当	370円
	6,000円	6,000円

※監査結果

視察先（大阪市）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

5 石倉秀郷議員

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成22年2月8～9日	同左
視察目的と その状況	国土交通省：国庫補助事業の予算 化について意見交換、農林水産 省：戸別補償制度の今後の取り組 みについて	今村衆議院議員事務所及び岩永参 議院議員事務所での、一級河川整 備事業や戸別所得補償制度等につ いての情報収集及び意見交換等の 実施であることを確認した。なお、 県首都圏営業本部へも立ち寄り本 部長等と同本部の業務等に関する 意見交換も行われている。
政務調査費	86,909円	86,909円
内 訳	航空券代	66,800円
	宿泊代	12,000円
	自家用車 使用料	2,109円
	日当	6,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

6 伊東猛彦議員

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年9月26～28日	同左
視察目的と その状況	富山市郷土博物館、佐藤記念美術 館視察、富山市国際交流センター 視察	「視察は行ったが、別件の活 動目的もあり、今回は政務調 査活動としては充当しない」 として、会派から全額減額の 修正届が平成22年11月 17日付けで議長に提出され ているため、視察地までの行 程が実施されているかの確認 はしたが、政務調査としての 判断はしていない。
政務調査費	55,830円	0円
内 訳	JR券代	38,840円
	宿泊代	8,500円
	タクシー代	930円
		780円
	日当	6,000円
修正届	△55,830円	

7 石井秀夫議員（その1）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年4月17日	同左
視察目的と その状況	地域医療に関する意見交換	地域医療再生計画に伴う諸課題の 陳情、救急、周産期、小児医療に 携わる医師の不足、救急、周産期、 災害医療等における地域完結型の 医療提供体制の再構築等について 厚生労働省地域医療関係課職員と の意見交換の実施であることを確 認した。
政務調査費	73,800円	73,800円
内 訳	航空券代	63,400円
	自家用車 使用料	7,400円
	日当	3,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められること
から、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

8 石井秀夫議員（その2）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年4月30日～5月1日	同左
視察目的と その状況	憲法改正に伴う研修会	「平成21年度新たな憲法を制定 する推進大会」の参加及び憲法制 定議連関係者や地方行政関係者と の意見交換の実施等であることを 確認した。
政務調査費	62,810円	71,810円
内 訳	航空券代	46,100円
	宿泊代	9,000円
		3,230円
	タクシー代	1,700円
		1,340円
	自家用車 使用料	4,440円
	日当	6,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

9 石井秀夫議員（その3）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年6月4～6日	同左
視察目的と その状況	九州新幹線に関する要望陳情活動	九州新幹線に関して国土交通省鉄道局、総務省関係職員等への陳情・要望活動の実施であることを確認した。
政務調査費	54,540円	72,540円
内訳	旅費	41,100円
	航空券代	41,100円
	宿泊代	(2泊) 18,000円
	自家用車 使用料	4,440円
	日当	9,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

10 石井秀夫議員（その4）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年6月9～10日	同左
視察目的と その状況	観光物流の効率化、流通発信に関 する意見交換	県産品の物産振興及び観光・広報 のあり方のイベントを含めた取組 について熊本県東京事務所アンテ ナショップの視察及び旅行エージェ ントやメディアの窓口として情 報提供や情報収集も行っている長 野県観光情報センターへの視察の 実施であることを確認した。
政務調査費	75,550円	75,550円
内 訳	旅券代	52,440円
	航空券代	51,500円
	モノレール 券代	940円
	宿泊代	9,000円
	タクシー代	2,330円
		1,340円
	自家用車 使用料	4,440円
	日当	6,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められること
から、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

1 1 石井秀夫議員（その5）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年9月7～8日	同左
視察目的と その状況	地域総会、振興館視察	今村衆議院議員秘書とともに、全 国商工会連合会主催の特産品を持 ち寄っての意見交換が行われてい る地域総会等の視察の実施である ことを確認した。
政務調査費	57,020円	65,020円
内 訳	旅券代	48,800円
	航空券代	48,800円
	宿泊代	8,000円
	自家用車 使用料	2,220円
	日当	6,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められること
から、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

1 2 石井秀夫議員（その6）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年9月26日	平成21年9月26～27日
視察目的と その状況	産業振興とPRに関する勉強会	首都圏での県産品の物産振興及び 観光・広報のあり方について調査 するため、盛況との情報のある長 野県観光情報センターについて、 土日における利用客の状況も確認 するための再度調査の実施である ことを確認した。
政務調査費	47,490円	56,961円
内 訳	航空券代	38,900円
	宿泊代	9,471円
	自家用車 使用料	2,590円
	日当	6,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められること
から、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

13 石井秀夫議員（その7）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実	
視察日	平成21年10月29～30日	同左	
視察目的と その状況	県内の伝統工芸品が京都市に集結。販売商戦についての意見交換 (宇都宮市から京都市へ記載誤りで修正報告あり)	他の3名の県議会議員と県内の伝統工芸品も集結する伝統工芸品全国大会を視察するとともに、有田焼を扱う陶器店での京都市場でのやきもの販売状況等の情報収集の実施であることを確認した。	
政務調査費	37,750円	37,750円	
内 訳	JR券代	27,400円	27,400円
		320円	320円
		422.5円	422.5円
	タクシー代	285円	285円
	4議員按分	340円	340円
		280円	280円
		157.5円	157.5円
		325円	325円
自家用車 使用料	2,220円	2,220円	
日当	6,000円	6,000円	

※監査結果

視察先（京都市）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

14 石井秀夫議員（その8）

	住民監査請求書の実事証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年11月23～24日	同左
視察目的と その状況	世界の器、佐賀の器の出展会において、窯業の振興策について意見交換	名古屋ドームで開催された世界の器、佐賀の器の出展会を視察し、器の世界文化事業実行委員会関係者や窯業関係者との意見交換の実施であることを確認した。
政務調査費	57,050円	57,050円
内 訳	JR券代	48,000円
	宿泊代	1,940円
	タクシー代	1,110円
	自家用車 使用料	6,000円
	日当	

※監査結果

視察先（名古屋市）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

15 石井秀夫議員（その9）

	住民監査請求書の実事証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成22年2月18～19日	同左
視察目的と その状況	税制改正に関する勉強会、予算に関する勉強会	党税制調査会関係者から税制をとりまく現状及び税制調査会の考え方、当面の景気対策についての研修、税制改正の方向性について聴取の実施であることを確認した。
政務調査費	69,440円	74,280円
内 訳	航空券代	48,000円
	宿泊代	11,000円
	タクシー代	3,590円
	自家用車 使用料	1,250円
	日当	4,440円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

16 木原奉文議員（その1）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年4月23日	平成21年5月1～2日
視察目的と その状況	—	（財）地域総合整備財団（ふるさと財団）の仕組み等について調査 （財）地域総合整備財団の仕組みと国への関わりや、事業に対する補助制度について、財団役員及び担当者への面談調査の実施であることを確認した。
政務調査費	64,700円	72,180円
内 訳	航空券代	64,700円
	宿泊代	
	自家用車 使用料	1,480円
	日当	6,000円

※監査結果

住民監査請求書の事実証明書で提示されている視察日は、平成21年4月23日であったが、当該日は視察経費の領収書記載の領収日で特定されており、監査の結果、実際の視察日は、平成21年5月1～2日であることを確認した。

なお、視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

17 木原奉文議員（その2）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年10月28～29日	同左
視察目的と その状況	新幹線誘致に伴う駅前開発等につ いて現地視察	新幹線誘致に伴う駅前開発等につ いて、今回増築されている新大阪 駅ターミナルビルを設計した設計 事務所を訪問調査し、担当した設 計主幹等と意見交換及び現地視察 の実施であることを確認した。
政務調査費	49,522円	47,422円
内 訳	JR券代	26,400円
	宿泊代	16,900円
	宿泊代修正	△2,100円
	自家用車 使用料	222円
	日当	6,000円

※監査結果

視察先（大阪市）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

なお、会派から宿泊代2,100円を減額する修正届が平成22年12月9日付けで提出された。

18 稲富正敏議員

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年4月13～14日	平成21年4月13～15日
視察目的と その状況	政経セミナー参加（東京都）	政経セミナーに参加している古賀誠衆議議員に対して、同僚議員と同行し、経済対策補正予算についての情報収集・陳情要望及び今村衆議院議員事務所及び岩永参議院議員事務所を訪問して、難病対策・介護保険制度についての情報収集、調査研究の実施であることを確認した。
政務調査費	55,480円	76,350円
内 訳	航空券代	48,000円
	宿泊代	(2泊) 19,800円
	タクシー代	1,070円
	自家用車 使用料	1,480円
	日当	6,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

19 原口義己議員（その1）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実	
視察日	平成21年4月13～14日	同左	
視察目的と その状況	国会議員への陳情要望（東京都）	有明海沿岸道路整備促進のため、 古賀誠衆議院議員への陳情要望活 動の実施であることを確認した。	
政務調査費	49,250円	50,500円	
内 訳	航空券代	24,200円	24,200円
	宿泊代	8,900円	8,900円
	タクシー代	2,330円	2,330円
		710円	710円
		800円	800円
	高速道路 通行料	1,160円	1,160円
		710円	710円
	自家用車 使用料	4,440円	4,440円
	日当	6,000円	6,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

20 原口義己議員（その2）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成22年1月14日	同左
視察目的と その状況	国会議員への陳情要望（東京都）	原子力設置都道府県国会議員会長 である大島理森衆議院議員への六ヶ所村、中間貯蔵施設、プルサーマル関連での現状の実態の陳情要望、情報収集の実施であることを確認した。
政務調査費	31,220円	34,160円
内 訳	航空券代	20,200円
	タクシー代	1,970円
		1,610円
	高速道路 通行料	1,500円
		1,440円
	自家用車 使用料	4,440円
日当	3,000円	3,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

2 1 福島光洋議員

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年5月1～3日	同左
視察目的と その状況	新しい憲法を制定する推進大会の 地方組織代表会議意見交換、 経済・雇用・商業等都内の現況・ 活況調査研究	「平成21年度新たな憲法を制定 する推進大会」及び新憲法制定議 連関係者や地方行政関係者との意 見交換への参加及び若い女性層を ターゲットとした蒲田商店街小物 店や早稲田商店街の街中活性化の 施策の調査のための視察の実施で あることを確認した。
政務調査費	63,538円	63,538円
内 訳	領収額	51,800円
	航空券代	51,800円
	宿泊代	
	自家用車 使用料	2,738円
	日当	9,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

2.2 吉田欣也議員

	住民監査請求書の実事証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年4月15日	平成21年4月15～17日
視察目的と その状況	韓国干拓事業の現地視察・研修	他の6名の県議会議員と有明海の諫早湾干拓問題と類似する環境にある韓国の始華干拓事業と海苔養殖などの調査の実施であることを確認した。
政務調査費	111,200円	113,300円
内 訳	視察費	94,400円
	航空券代	41,400円
	宿泊代	(2泊、特認)34,000円
	貸切バス	10,000円
	現地通訳	9,000円
	JR券代	900円
	高速バス	1,200円
	日当	16,800円

※監査結果

視察先（韓国）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

2.3 篠塚周城議員（その1）

	住民監査請求書の実事証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年4月3日	同左
視察目的と その状況	有明海沿岸道路の整備促進についての陳情	有明海沿岸道路の佐賀県区間について、大川佐賀道路と佐賀福富道路の事業促進と早期完成及び福富鹿島道路の早期事業化等についての国土交通省道路局への陳情の実施であることを確認した。
政務調査費	67,140円	67,140円
内 訳	航空券代	63,400円
	自家用車 使用料	740円
	日当	3,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

2.4 篠塚周城議員（その2）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年4月10日	同左
視察目的と その状況	道路特定財源に関する意見交換会	道路財源確保を求める都道府県議会議員の会に参加し、今後の道路整備に関する意見交換の実施であることを確認した。
政務調査費	59,080円	59,080円
内 訳	旅券代	55,340円
	航空券代	54,400円
	モノレール 券代	940円
	自家用車 使用料	740円
	日当	3,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

25 篠塚周城議員（その3）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年4月13～14日	同左
視察目的と その状況	財政、経済に関する勉強会、意見 交換	政府与党関係議員と平成21年度 税制改正の概要及び経済対策、経 済・財政情勢に関する情報収集、 意見交換の実施であることを確認 した。
政務調査費	61,267円	72,557円
内 訳	航空券代	36,200円
	宿泊代	9,817円
	タクシー代	1,070円
	タクシー代	
	高速道路 通行料	7,120円
	高速道路 通行料	560円
	高速道路 通行料	1,850円
	高速道路 通行料修正	1,850円
	駐車料	△560円
	駐車料	800円
	自家用車 使用料	1,600円
自家用車 使用料	9,250円	
日当	9,250円	
日当	6,000円	
日当修正	6,000円	
		△3,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

なお、会派から高速道路通行料560円及び日当3,000円を減額する修正届が平成22年12月9日付けで提出された。

26 篠塚周城議員（その4）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年4月15～17日	同左
視察目的と その状況	有明海の諫早干拓問題に係る始華 干拓地開門における環境変化等に 関する調査研究	他の6名の県議会議員と有明海の 諫早湾干拓問題と類似する環境に ある韓国の始華干拓事業と海苔養 殖などの調査の実施であることを 確認した。
政務調査費	117,210円	117,210円
内 訳	視察費	94,400円
	航空券代	41,400円
	宿泊代	(2泊、特認)34,000円
	貸切バス	10,000円
	現地通訳	9,000円
	駐車料	2,700円
	自家用車 使用料	4,810円
	日当	15,300円

※監査結果

視察先（韓国）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

2.7 篠塚周城議員（その5）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年6月1～3日	同左
視察目的と その状況	有明海に関する要望陳情、新型インフルエンザに関する研修	今村衆議院議員等へ有明海沿岸道路の佐賀県区間について、大川佐賀道路と佐賀福富道路の事業促進と早期完成及び福富鹿島道路の早期事業化を陳情するとともに、厚生労働省医政局総務課職員と新型インフルエンザに関する意見交換等の実施であることを確認した。
政務調査費	83,850円	88,240円
内 訳	航空券代	56,900円
	宿泊代	15,000円 (2泊)
	モノレール 券代	600円
	タクシー代	1,610円
		710円
		710円
		660円
		800円
		800円
	710円	
自家用車 使用料	740円	
日当	9,000円	

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

28 篠塚周城議員（その6）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実	
視察日	平成21年10月6～7日	同左	
視察目的と その状況	さがびよりの広報宣伝他	佐賀県が新たに開発した温暖化に強いさがびよりの広報宣伝や拡販対策などについて、農林水産省の食糧部政策課や消費流通課職員との意見交換の実施であることを確認した。	
政務調査費	66,167円	72,197円	
内 訳	航空券代	46,800円	
	宿泊代	9,817円	
		710円	
	タクシー代	710円	
		800円	
		7,330円	
	タクシー代 修正		△710円
	自家用車 使用料		(按分) 740円
日当		6,000円	

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

なお、会派からタクシー代710円を減額する修正届が平成22年12月9日付けで提出された。

29 篠塚周城議員（その7）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年10月25～29日	同左
視察目的と その状況	全国の観光産業発展のための起 業・補助制度についての視察・意 見交換、拉致議連大会	関東町人会での「さがびより」の 宣伝、拉致問題地方議会全国協議 会での意見交換、観光産業に関す る起業を推進する青年団体関係者 との意見交換の実施であることを 確認した。なお、10月27、2 8日は有明玄海・エネルギー対策 特別委員会の視察に参加。
政務調査費	62,660円	99,060円
内 訳	旅費	52,920円
	航空券代	36,800円
	新幹線乗車 券代	14,270円
	私鉄券代	980円
	私鉄特急券 代	870円
	宿泊代	9,400円
		9,400円
	タクシー代	10,290円
		1,250円
		710円
		710円
		1,430円
1,340円		
自家用車 使用料	740円	740円
日当	9,000円	9,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

30 稲富康平議員（その1）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年4月6～7日	同左
視察目的と その状況	東京都：農業問題についての陳情 要望、東京都：環境問題について の陳情要望	今村衆議院議員事務所、岩永参議 院議員事務所を訪問して、有明海 再生問題、国営筑後川下流土地改 良事業についての情報収集、調査 研究の実施であることを確認し た。
政務調査費	75,390円	75,390円
内 訳	航空券代	66,800円
	自家用車 使用料	2,590円
	日当	6,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められること
から、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

31 稲富康平議員（その2）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した内容
視察日	平成21年4月15～16日	同左
視察目的と その状況	東京都：戸別所得補償制度につい て調査、東京都：有明海再生につ いて陳情要望	今村衆議院議員事務所、岩永参議 院議員事務所を訪問して、有明海 再生問題、開門調査の環境アセス 方法、戸別所得補償制度の情報収 集、調査研究の実施であることを 確認した。
政務調査費	75,390円	75,390円
内 訳	航空券代	66,800円
	自家用車 使用料	2,590円
	日当	6,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められること
から、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

3.2 稲富康平議員（その3）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年5月25～26日	同左
視察目的と その状況	東京都：中山間地域等直接支払制度について調査、東京都：自然環境地域保全対策について調査	今村衆議院議員事務所、岩永参議院議員事務所を訪問して、中山間地域直接支払制度、自然環境地域保全地域対策、環境及び農業関係補助制度についての情報収集、調査研究の実施であることを確認した。
政務調査費	75,390円	75,390円
内 訳	航空券代	66,800円
	自家用車 使用料	2,590円
	日当	6,000円
		6,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

3.3 稲富康平議員（その4）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年7月6～7日	同左
視察目的	東京都：有機農業等環境保全対策について調査	今村衆議院議員事務所、岩永参議院議員事務所を訪問して、有機農業等環境保全対策についての国の補助制度の調査研究の実施であることを確認した。
政務調査費	75,390円	75,390円
内 訳	航空券代	66,800円
	自家用車 使用料	2,590円
	日当	6,000円
		6,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

3 4 稲富康平議員（その5）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年7月24～26日	同左
視察目的と その状況	東京都：諫早干拓問題等有明海再生に関する調査 東京都：築地市場、大田市場における県産農産物の市場調査	今村衆議院議員事務所、岩永参議院議員事務所を訪問して、諫早干拓問題等有明海再生、農業補助金に関する情報収集の実施、及び都内での県産農産物調査のため、首都圏営業本部の職員と築地、大田の各市場調査とアンテナショップの調査の実施であることを確認した。
政務調査費	86,990円	91,730円
内 訳	航空券代	52,000円
	宿泊代	(2泊) 23,400円
		1,970円
	タクシー代	1,250円
		1,520円
	自家用車 使用料	2,590円
日当	9,000円	9,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

3.5 稲富康平議員（その6）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年10月2～4日	同左
視察目的と その状況	国民体育大会陸上競技運営状況視 察及び選手激励	「視察は行ったが、別件の活 動目的もあり、今回は政務調 査活動としては充当しない」 として、会派から全額減額の 修正届が平成22年11月 17日付けで議長に提出され ているため、視察地までの行 程が実施されているかの確認 はしたが、政務調査としての 判断はしていない。
政務調査費	73,815円	0円
内 訳	航空券代	62,600円
	宿泊代	62,600円
	自家用車 使用料	2,590円
	日当	8,625円
	修正届	△73,815円

3.6 稲富康平議員（その7）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年10月25～26日	同左
視察目的と その状況	県政報告及び意見交換 関東在住 白石町出身者	関東在住白石町出身者との今夏の 地元の大雨災害等の状況、県政に 対する陳情要望並びに意見交換の 実施であることを確認した。
政務調査費	75,390円	75,390円
内 訳	航空券代	66,800円
	自家用車 使用料	2,590円
	日当	6,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められること
から、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

3.7 稲富康平議員（その8）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年11月6～7日	同左
視察目的と その状況	東京都：県選出国會議員県産農産物販路拡大事業に関し調査、市場調査	今村衆議院議員事務所を訪問して、農業関係補助事業の調査の実施、及び都内での県産農産物調査のため、首都圏営業本部の職員と築地、大田の各市場調査とアンテナショップの調査の実施であることを確認した。
政務調査費	75,390円	75,390円
内 訳	航空券代	66,800円
	自家用車 使用料	2,590円
	日当	6,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

3.8 稲富康平議員（その9）

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年12月18～20日	同左
視察目的と その状況	東京都：諫早湾干拓問題等有明海再生に関する情報収集、築地市場、大田市場における佐賀県農産物の市場調査	岩永参議院議員事務所を訪問して、諫早湾干拓問題等に関する農水省の動向、経済対策補正予算の情報収集、及び、都内での県産農産物調査のため、首都圏営業本部の職員と築地、大田の各市場調査とアンテナショップの調査の実施であることを確認した。
政務調査費	76,790円	76,790円
内 訳	航空券代 宿泊代	65,200円
	自家用車 使用料	2,590円
	日当	9,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

39 向門慶人議員

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年8月17日	同左
視察目的と その状況	関西地区の観光・企業誘致の取組 等について意見交換	県関西・中京営業本部での、本部長等との関西地区における九州新幹線鹿児島ルート開業後の観光PR活動や旅行代理店等への取組みなどについての意見交換等の実施であることを確認した。
政務調査費	31,980円	31,980円
内訳	JR券代	26,400円
	タクシー代	1,540円
	駐車料	300円
	自家用車 使用料	740円
	日当	3,000円

※監査結果

視察先（大阪市）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

40 宮崎泰茂議員

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年4月1～10日	平成21年4月1～11日
視察目的と その状況	中国貴陽市	貴州省企業局、中小企業連合会との協議、紙製造工場見学、貴州省農業科学学院長との佐賀県農業と貴州省農業の技術交流についての意見交換、貴州省林業庁・貴陽市白雲区林業局との北郊ダム水源涵養林プロジェクト事業についての協議、遵義市長との会見等の実施であることを確認した。
政務調査費	60,000円	181,735円
内訳	航空券代	60,000円
	振込手数料	735円
	宿泊代	50,000円
	航空券、宿泊代	51,000円
	空港経費	10,000円
駐車料		9,000円
		1,000円

※監査結果

視察先（中国）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

4 1 末安善徳議員

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成22年2月4～5日	同左
視察目的と その状況	国への予算要望活動他	地元町等からの陳情要望を受け、 原口衆議院議員事務所、大串衆議 院議員事務所及び川崎参議院議員 事務所を訪問して、吉野ヶ里歴史 公園整備事業予算の要望活動など の実施であることを確認した。
政務調査費	90,965円	92,745円
内 訳	航空券代	64,800円
	宿泊代	14,800円
	JR券・私 鉄券代	620円
		1,160円
	自家用車 使用料	5,365円
	日当	6,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

4.2 内川修治議員

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成22年2月17～18日	同左
視察目的と その状況	福島県へ視察	他の1名の県議会議員とJAあいづにおいて、給食用コメ粉パンの販売促進、地域おこし振興等の視察、同米穀課職員と意見交換の実施、及び、大内宿において、伝統的な街並みを利用した観光振興の取組状況等の視察、同保存会関係者との意見交換の実施であることを確認した。
政務調査費	97,272円	97,926円
内 訳	視察旅行費	89,200円
	航空券代	66,800円
	JR券代	14,060円
	モノレール 券代	940円
	宿泊代	7,400円
	JR券代	1,690円
	自家用車使 用料	2,072円
	自家用車 使用料修正	△1,036円
日当	6,000円	6,000円

※監査結果

視察先（福島県会津若松市・下郷町）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

なお、会派から自家用車使用料1,036円を減額する修正届が平成22年12月9日付けで提出された。

4.3 伊藤豊議員

	住民監査請求書の事実証明書 で提示されている内容	監査で確認した事実
視察日	平成21年6月8～9日	平成21年6月8～10日
視察目的と その状況	国会要望活動	国会要望活動、ジェネリック医薬品の状況視察 ----- 東衆議院議員事務所等での、視覚障害者への情報環境整備関係予算に対する取組み等について陳情要望活動の実施、全国の視覚障害者に情報普及支援活動を行っているNPO法人主催の研修会への参加、及び、医薬品等卸売会社役員に対するジェネリック医薬品の現状等についての面談調査などの実施であることを確認した。
政務調査費	111,399円	115,620円
内 訳	航空券代	66,800円
	宿泊代	(2泊、特認)37,600円
	自家用車 使用料	2,220円
	日当	9,000円

※監査結果

視察先（東京都）の用務内容の説明に、政務調査活動として合理性が認められることから、当該経費の支出は違法又は不当なものとは認められない。

政務調査費住民監査請求の個別監査状況表は上記のとおりである。

今回の監査の結果、宿泊費の上限額のチェックが不十分なもの、自家用車使用料について自動車使用の有無やタクシーの利用区間が明確でないものなどが指摘され、監査の期間中、会派から次表のとおり収支報告書の修正届が議長に提出された。なお、支出額が交付額を上回っていたため修正により会派から交付金の返還を要するものはなかった。

会派名	修正前 (平成22年11月17日現在)		修正後		修正届 提出年月日
	交付額(円)	支出額(円)	交付額(円)	支出額(円)	
自由民主党 佐賀県議会議員団	90,000,000	90,051,159	90,000,000	90,044,789 (△6,370)	平成22年 12月9日
県民ネットワーク	16,624,178	17,088,622	16,624,178	17,087,586 (△1,036)	平成22年 12月9日

収支報告書について上記の修正届はあったものの、交付額の使途内容については、政務調査費の使途基準に照らして明らかに必要性・合理性を欠くとは言えず、裁量権の逸脱があったとは認められなかった。

第8 意見

本件請求に対する監査結果は上記のとおりであるが、このことを踏まえ佐賀県議会議長に対し監査委員の意見を次のとおり付す。

政務調査費については、議会の自主性・自律性が尊重され、制度の適正な運用については、議会の判断と責任において行われるべきものであり、本県議会においても、県民等の指摘等を受け政務調査費等改革検討委員会等で検討が加えられ、改善を求める意見に応えるべく努力がなされているところである。

今後とも、議会が主体性を発揮して適正な支出についての説明責任を果たすとともに、効果的な政務調査費による調査研究がなされるよう、次に掲げる事項に留意して対応されるよう望むものである。

- (1) 政務調査費の使途基準では、個々の議員が実施する調査研究活動へも政務調査費を充当することが認められているが、その場合には「調査研究活動記録票」は会派で共有できるよう明確に記載されたい。
- (2) 政務調査費にかかる領収書については、使途基準に合致していることがわかるよう明確に記載されたい。
- (3) 今回の監査にあたって、計算誤り等で修正を要する箇所が散見されたところである。

領収書をはじめとして膨大な書類が提出されており、それらの審査が的確になされるよう、議長において審査体制の整備を検討されたい。

- (4) 政務調査費の説明等が不十分であったため、請求人に誤解を与えた点がある。県民からの質問、要望等に対しては、丁寧かつ的確な対応をされたい。

参考資料

1 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2

監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

2 政務調査費制度の平成20年4月の見直し後の状況

政務調査費制度の見直しについては、平成23年度から取扱を一部見直すことを平成22年9月28日に決定し、同日マスコミに発表されている。また、(特)市民オンブズマン連絡会議・佐賀の政務調査費制度の改善要望に平成22年9月30日に県議会から回答があっているが、そのなかでも制度の見直しも記載されている。なお、見直しの状況は以下のとおりである。

(1) 「マスコミ発表(平成22年9月28日)」の内容

ア 食糧費について

- ・ 議員団総会時の昼食費については、政務調査費の充当はしない。
- ・ 懇談会費については、居酒屋、焼肉店等飲食を主とする場所での懇談会費については、政務調査費の充当はしない。
- ・ 懇談会に伴う運転代行料金は、政務調査費の充当はしない。

イ 視察報告書の公表について

- ・ 国外視察報告書は、公表する。
- ・ 県外視察報告書については、会派等複数の議員で行う視察についてのみ公表する。

*監査

(注)

- ・ 国外・県外視察報告書については、今回新たに様式が定められている。
- ・ 県議会事務局の説明では、平成23年度からの実施であるが、可能なものは平成22年度からも自主的に取り組むとのことであった。

ウ 議会だより等県政広報誌について

- ・ 議会だより等県政広報誌については、添付する。

(2) (特) 市民オンブズマン連絡会議・佐賀の要望に対する県議会の回答（平成22年9月30日）内容

- ア 使途基準に、「使途を禁止する対象」を明確に例示する。
（回答）政務調査費の充当が不適當な経費（参考事例）として、現在も掲載している。
- イ 政務調査費使途報告の公開には、会派の会計帳簿、議員活動記録票も対象とする。
（回答）会計帳簿、「活動記録票」の公開については、各議員の政治活動に支障をきたす恐れが強いことから、今後とも公開しないこととする。
- ウ 領収書のない使途は一切認めない。口座引き落とし、振込みの場合は写しを付ける。
（回答）乗車券等の自動販売機も多くなっているため、領収書の代わりとして支払証明制度は必要であると考え。口座引き落としや振り替えの取扱については、「写し」を付けることとする。
- エ 視察のための旅費の領収証に目的地を、また、各議員の県政報告書印刷の請求書や領収証には部数と単価を明記する。
（回答）領収書貼付様式の余白に記載する。
- オ 使途報告書に、各議員の視察報告書、及び各議員の県政報告誌、広報誌の添付をする。
（回答）県政報告誌や広報誌については、添付する。会派での国外、県外視察については、視察報告書を公表するが、議員個人の視察報告については、議員の政治活動に支障をきたす恐れが強いことから、今後とも公開しないこととする。
- カ 使途基準（会議費）から、昼食代及び懇談会や交流会などに伴う食糧費を除外する。
（回答）議員団総会での昼食代については、認めないこととする。
懇談会に伴う食糧費については、除外はできないが、居酒屋、焼肉店等飲食を主とする場所でのものについては認めないこととする。なお、制度の運用面では今後も、適切に対応していくこととする。
- キ 使途基準（会議費）から、懇談会や会合後のタクシー及び代行運転の使途を除外する。
（回答）懇談会に伴う運転代行料金については、認めないこととする。
- ク 使途基準（資料購入費）から、小説や、一般教養の部類のDVD及び本は除外する。及び新聞購読は2紙までとする。
（回答）書籍については、議員の判断によるものとする（社会通念による適切な判断）。ただし、同じ書類のまとめ買いは認めない。新聞購読は、最良の情報源であるため、今まで同様各紙1部とする。

3 最高裁判例の概要

(1) 『平成17年11月10日 最高裁第一小法廷決定 平成17年（行フ）第2号』

議員が所属会派に交付された政務調査費によって費用を支弁して行った調査研究の内容及び経費の内訳を記載して当該会派に提出した調査研究報告書及びその添付書類について、「調査研究報告書が開示された場合には、所持者である会派及びそれに所属する議員の調査研究が執行機関、他の会派等の干渉等によって阻害されるおそれがあるものというべきである。加えて、調査研究に協力するなどした第三者の氏名、意見等が調査研究報告書に記載されている場合には、これが開示されると、調査研究への協力が得られにくくなって以後の調査研究に支障が生ずるばかりか、その第三者のプライバシーが侵害されるなどのおそれもあるものというべきである。」とし、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」にあたるとされた。

(2) 『平成21年12月17日最高裁第一小法廷判決 平成20年（行ヒ）第386号』

視察旅行等の経費に充てた政務調査費の用途制限違反を問題とする住民監査請求に際し、「議員等がその具体的な目的や内容等を監査委員に任意に回答する場合、監査委員限りで当該情報が活用されるものと信頼し、監査委員においてもそのような保障の下にこれを入手するものと考えられる。仮に、そのような保障がなく、政務調査活動に関し具体的に回答したところが情報公開の対象となり得るとすれば、区議会の議員等において、監査委員にその回答をすることに慎重になり、あるいは協力を一律に控えるなどの対応をすることも想定されるところである。そのような事態になれば、同種の住民監査請求がされた場合、正確な事実の把握が困難になるとともに、違法又は不当な行為の発見も困難になり、議員等の任意の協力の下に上記情報を入手して監査を実施した場合と比較して、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。」とし、目的や内容等に係る情報が非公開情報にあたるとされた。